

京都市市営墓地条例第16条に係る処分について、京都市行政手続条例第14条第1項第1号の規定により聴聞を行うので、同条例第16条第3項の規定に基づき次のとおり公告します。

令和7年12月26日

京都市長 松井 孝治

1 処分の対象となるもの（区画番号、墓地使用者の住所及び氏名）

(1) 若王子山墓地

区画番号	使用者住所	使用者氏名
262	東京都中野区白鷺2-12-6	巖本 真理
530	大阪府豊中市本町5丁目13-4	中出 行彦

(2) 大日山墓地

区画番号	使用者住所	使用者氏名
188	京都市北区大北山原谷乾町38-116	小西 春子
944	高知県高知市長浜1440-1 有料老人ホーム瀬戸虹の夢	近松 正宏

(3) 清水山墓地

区画番号	使用者住所	使用者氏名
2069	大阪府大阪市北区国分寺1丁目2番31-616号	金 公伯

2 聽聞の期日及び場所

令和8年1月16日 午前10時

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課執務室内

3 聽聞に関する事務を掌握する組織

名称 京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

所在地 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

4 その他

処分の対象となるものから申し出があった場合は、上記に加え、予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項並びに不利益処分の原因となる事実等を記載した書面を交付します。

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)